

「画像を含む意匠の審査運用案について」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について（案）

平成 20 年 10 月
意 匠 課

	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
個人 1	74.6 74.7.1.3 74.7.1.5	「拒絶理由を通知する」等の記載は審査上の手続であり審査基準の記載になじまないのではないか。	表現ぶりを修正いたしました。ただし、74.4.1.1.2（１）②については、審査上の手続の記載が必要と判断し、残しております。
個人 1	74.1	画像を含む意匠における「画像」にはホログラム画像及びフィルターにより表現される潜像画像を含めてほしい。	ご意見のあった、物品から離れたホログラムの虚像及びフィルター等により表現される潜像それ自体は、物品の外観として形態が特定できるものとは言えませんので、これらについては意匠法上、保護対象とはなり得ません。 一方、ホログラムシールのように、物品の外観として形態が特定できるものについては、従来より意匠法の保護対象とされています。
個人 1	74.1(2)	文案中の「当該物品から一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる旨の記載を加える。」とするのは行き過ぎではないか。	技術の進歩等により、意匠に係る物品の欄の記載から一般的に想定できない機能についても付加機能として有することが考えられますが、そのような機能に関する操作の用に供する画像を保護せず、意匠に係る物品の欄の記載から一般的に想定できる機能に関する操作の用に供される画像のみを保護するということは、意匠の保護及び利用を

			図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする意匠制度の趣旨に外れることから、特に操作の用に供される画像の機能に関し、記載したものです。
企業 1 (海外)	74.1(2)	「機能を発揮できる状態」と「機能を発揮した状態」との判断をガイドライン等により明確にしていきたい。	今後、登録例が増えるのにあわせて、登録事例集等を作成する予定です。
企業 1 (海外)	74.4	日本独自の意匠制度における実務を理解するために、どのような画像が保護対象となるのかの事例についてより詳細に拡充していただきたい。	今後、登録例が増えるのにあわせて、登録事例集等を作成する予定です。
団体 1	74.7.1.3	画像を含む意匠において、原則として一意匠には一画像しか表わしてはならないことの理由について言及してほしい。	ご指摘の点について明確になるよう、本文を修正いたしました。
団体 2 個人 2	74.7.1.5 事例	複数の画像が一意匠と認められる事例 4 と複数の画像が一意匠と認められない事例 4 の相違が理解しがたい。	複数の画像が一意匠と認められる事例 4 について修正いたしました。また、複数の画像が一意匠と認められない事例 4 については、意匠に係る物品の説明等と図面から総合的に判断する必要があるものであり、誤解を生じやすい事例であることから、削除いたしました。
団体 1	74.7.1.5 事例	複数の画像が一意匠と認められない事例 4 については、一般的かつ現実的な事例と言えないのではないかと。	意匠に係る物品の説明等と図面から総合的に判断する必要があるものであり、誤解を生じやすい事例であることから、削除いたしました。

団体 1 個人 2	74.7.1.5.1	「形態的に関連性があるが、異なる操作のための画像」という考え方は画像特有のものであるのでより詳細に説明いただきたい。	複数の画像が一意匠と認められない事例 4 については、誤解を生じやすい事例であることから、削除いたしました。なお、「形態的に関連性があるが、異なる操作のための画像」というのは、従来の部分意匠等における、形状が同一で、用途・機能が異なる場合（例えば、同じ形状である、装飾の出っ張りと操作のための押しボタン）の考え方と同様の整理をしたものです。 また、今後作成する予定の登録事例集により、明確にしたいと考えております。
----------------------	-------------------	---	---